

# 「太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例」のご案内

本条例に基づき、太陽光発電施設を地上に設置する場合には許可申請(又は届出)が必要です。条例施行前に設置された施設(既存施設)についても、施設の変更(パネル面積の拡大など)を行う場合は、変更許可又は変更届出の対象となります。

手続きや基準の詳細については、「神戸市太陽光発電施設の適正な設置及び維持管理に関する条例 許可申請及び届出等の手引き」を参照してください。

※令和2年10月1日に改正条例が施行され、施設基準が一部変更となります。また事業区域5ha以上の施設について、廃棄等費用の事前積立等が義務付けられます。

## 条例制定の目的

- ・平成24年に再生可能エネルギーの固定価格買取制度が開始されて以降、太陽光発電施設の導入容量・件数が急速に増加してきましたが、不十分な設計・施工の事例や、立地地域でのトラブル、山林伐採による自然破壊、事業終了後のパネル放置に係る懸念等が本市を含め全国的な課題となっています。
- ・そこで、地上に設置する太陽光発電施設について、太陽光発電施設の安全性・信頼性を高め、災害防止を図るとともに、自然環境の保全を図ることを目的に条例を制定しました。



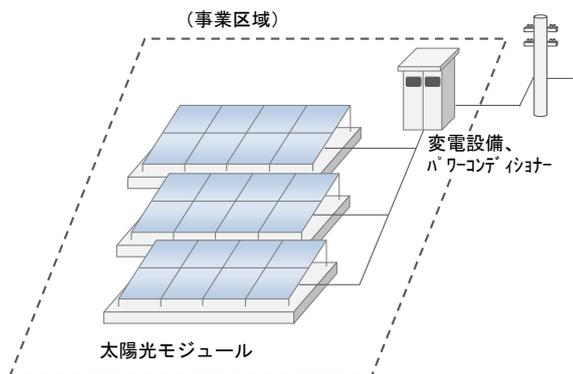
＜神戸市内の事例＞(平成30年7月豪雨による崩落)



＜強風による事故事例＞(資源エネルギー庁資料より)

## 条例の対象

- ・発電出力 **10kW 以上** で **地上に設置** する太陽光発電施設 (以下、「特定施設」という。)



◎対象 ➡ ・発電出力 10kW 以上  
・地上設置

### ×対象外の施設

- ・建築物の 屋根等に設置する施設
- ・発生電力を 売電しない施設 (自家消費)

## 条例で規定する義務等

	禁止区域	その他の区域	維持管理等
<b>[新規施設の設置]</b>	<b>設置不可</b>	許可申請 <sup>*</sup> または届出が必要です。	・毎年度の維持管理の定期報告
<b>[既存施設の変更]</b> (令和元年7月1日前の設置)	<b>変更不可</b>	事業計画変更には、許可申請又は届出が必要な場合があります。	・廃棄等費用の積立 ・廃止時の届出

※事業区域に応じた申請手数料が必要です。(1,000㎡以上；151,000円、1,000㎡未満；82,000円)

## 禁止区域

- ・事業区域に下記の区域が含まれる場合は特定施設を設置することはできません。

災害危険区域・地すべり防止区域<sup>\*</sup>・急傾斜地崩壊危険区域<sup>\*</sup>・土砂災害警戒区域  
緑地の保存区域（※関連法令に基づき許可されている場合を除く）

- ・禁止区域に設置されている既存施設については、事業計画の変更を行うことはできません。

## 許可申請が必要な区域

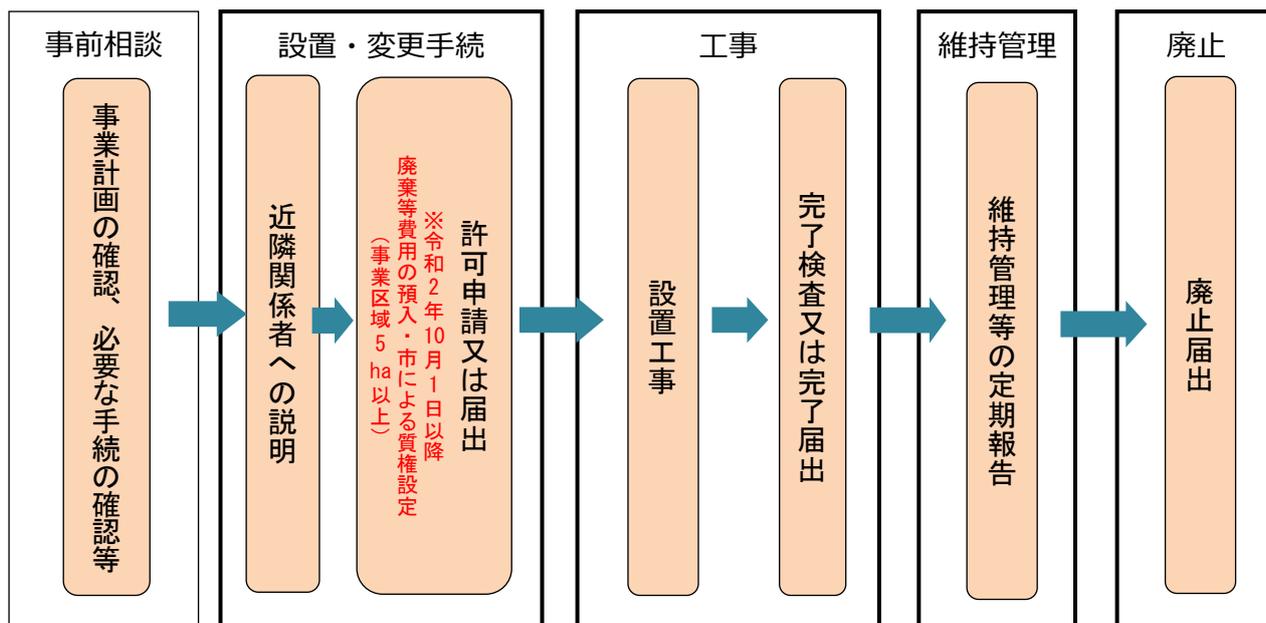
- ・事業区域内に下表に掲げる区域が一部でも含まれると許可申請の対象となります。区域外の場合は届出となります。

区域	詳細
急傾斜地	斜度30度以上の勾配を有する土地を含む区域
住居系区域	第1種低層住居専用地域・第2種低層住居専用地域・第1種中高層住居専用地域・第2種中高層住居専用地域・第1種住居地域・第2種住居地域・田園住居地域・旧住宅地造成事業に関する法律に基づく認可を受けた住宅団地
鉄道近傍	鉄道事業法で規定する普通鉄道の鉄道用地の敷地境界から50m以内
道路近傍	高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び自動車専用道路の道路用地の敷地境界から20m以内
市街化調整区域	市街化調整区域を1,000㎡以上含む区域

## 近隣関係者への説明

- ・許可申請又は届出の前に、事業計画について近隣関係者への説明が必要です。
  - ① 事業区域に隣接する土地について所有権又は借地権を有する者
  - ② ①の土地に存する建築物について所有権、使用貸借による権利又は賃借権を有する者
  - ③ 地元自治会等に所属する関係住民
  - ④ その他、市長が特に必要と認める者
- ・説明にあたっては、近隣関係者の理解が得られるよう、誠実かつ丁寧な説明を実施して下さい。

## 手続の標準的な流れ



注) 事前相談は、実施しようとする事業計画の概要をあらかじめ確認し、必要な手続などを整理することで、手続中の手戻り等が極力生じないようにすることを目的としていますので、設置手続に入る前に実施していただくようお願いします。

## 施設基準

・施設の新規設置、既存施設の変更については、下表に定める施設基準に従って設置して下さい。

項目	施設基準の抜粋
災害の発生の防止 (令和2年10月1日より一部改正)	地盤の安定性の確保・太陽光パネル設置地盤勾配(30度以下) 擁壁の設置及び法面の安定性の確保 排水施設及び調整池の設置
構造の安全性	基礎及び架台の安全性・耐久性の確保 太陽電池モジュールの安全性の確保
自然環境及び生活環境の保全	残置森林の保全(25%以上*)・緑地率の確保(10%以上) 敷地境界部分の遮蔽又は緩衝措置 反射光の抑制
維持管理及び廃止後の措置	保守点検・維持管理の実施 廃止後の速やかな撤去・跡地の緑化等の修景措置 維持管理費用及び撤去費用の積立

※令和2年10月1日より事業区域5ha以上の事業は50%以上、事業区域50ha以上の事業は60%以上。

## 適正な維持管理の実施

- ・ 条例施行前に設置された太陽光発電施設を含めた全ての特定施設において、適正な維持管理及び撤去費用の確保を義務付けています。
- ・ 維持管理状況及び撤去費用の確保の状況については毎年度報告を求めます。

# 改正条例における施設基準の主な変更点(災害の発生の防止)

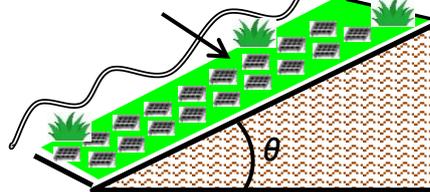
## 太陽光パネル設置地盤に浸食防止対策として表面被覆工が必要です

### 【設置地盤勾配による工種区分】

$10^\circ < \theta \leq 30^\circ$  : モルタル吹付工、植生基材吹付工、客土吹付工、植生マット工、植生シート工、防草シート工、これら同等品以上（本市が認める工法）

$0^\circ < \theta \leq 10^\circ$  : 上記に加えて種子散布工、左記同等品以上（本市が認める工法）

表面被覆工により地盤浸食・土砂流出を防止



$\theta$  が  $30^\circ$  を超える地盤は太陽光パネル設置不可

## 太陽光パネルを設置する地盤上の排水対策の強化

### 【対象地盤】

切土、盛土等の造成地盤及び造成を施さない自然地盤等**全ての太陽光パネルが設置される地盤**

### 【設置基準】

(1) 太陽光パネル設置地盤の上端・下端の排水溝の設置

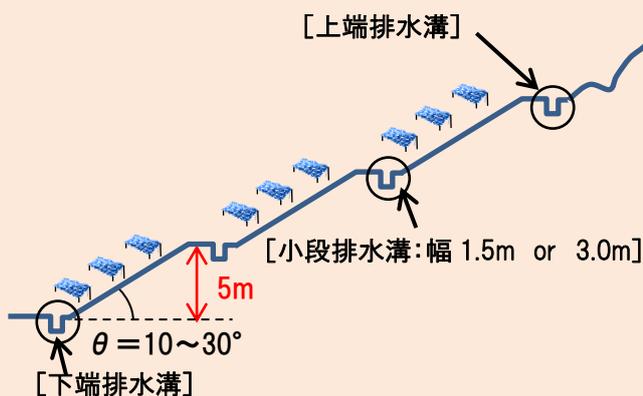
(2) 約 20m 程度の間隔で縦排水溝を設置

(3) 小段排水溝の設置基準

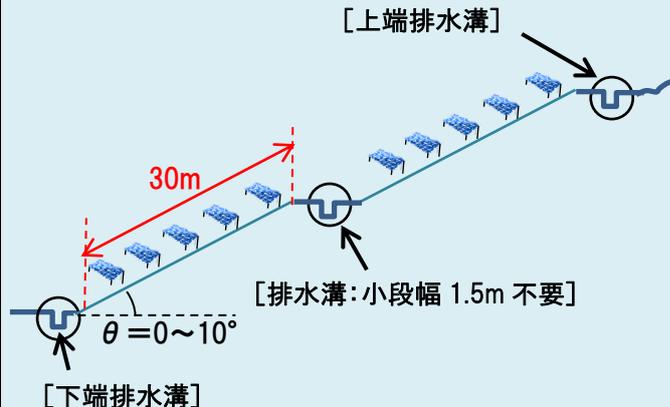
① 太陽光パネル設置地盤勾配  $10^\circ < \theta \leq 30^\circ$  → 垂直高さ 5m ごとに小段排水溝設置  
 $0^\circ < \theta \leq 10^\circ$  → 縦断方向斜距離約 30m ごとに排水溝設置

② 小段排水溝の幅は 1.5m 以上を標準とする

③ 垂直のり高 15m 超えるのり面では、のり高 15m 以内ごとに、のり面の通常の点検及び補修用に、一般的に幅 3m 以上の幅広小段を設置する



太陽光パネル設置地盤  $10^\circ < \theta \leq 30$



太陽光パネル設置地盤  $0^\circ < \theta \leq 10^\circ$

## 太陽光パネル設置地盤における適正な雨水流出量の算出

【流出係数】 太陽光パネル設置地盤の雨水流出量の算出に「流出係数 1.0」を使用

## 違反者の公表・罰則等

- ・災害発生の防止、良好な自然環境又は生活環境の保全のために、必要な措置を講ずるよう勧告及び公表を行うことができます。
- ・勧告に係る措置をとるべき旨の市長の命令に従わない事業者や、必要な届出をせずに特定施設を設置した事業者には過料が課せられます。  
(違反事業者は経済産業省により FIT 法の認定が取り消されることもあります。)

## 太陽光発電施設の設置を計画されている事業者の皆様へ

- ・特定施設の設置には他の法令・条例等の手続が必要となる場合があります。
- ・事前に環境局 環境保全課までお問い合わせ下さい。

## 問い合わせ窓口

内 容	部 署	住 所	電話番号	
条例全般に関すること 許可申請・届出・報告の受付	環境局環境保全課	中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階	078-595-6217	
施設基準関係	災害の発生の防止	建設局防災課	貿易センタービル 19 階	078-595-6353
	構造の安全性	建築住宅局建築指導部建築安全課	三宮国際ビル 5 階	078-595-6562
	自然環境及び生活環境の 保全（反射光以外） 維持管理・廃止後の措置	環境局環境保全課	中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階	078-595-6217
	生活環境の保全（反射光 に関する事）	都市局都市計画課	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階	078-595-6710
その他	緑地の保存区域	建設局公園部計画課	コンコルディア神戸 5 階	078-595-6463
	用途地域	都市局都市計画課	三宮国際ビル 6 階	078-595-6710
		※神戸市情報マップ ( <a href="https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal">https://www2.wagmap.jp/kobecity/Portal</a> ) 「都市計画情報」 - 「用途地域」でもご確認いただけます。		
旧住宅地造成事業法に基づき認可を受けた団地	都市局都市計画課	中央区浜辺通 2-1-30 三宮国際ビル 6 階	078-984-0385	

※上記の住所、電話番号は、令和 3 年 4 月現在の情報です。

市役所本庁舎の建て替えに伴い、今後、上記の住所、電話番号が変更されている場合があります。最新情報は、神戸市の太陽光条例のページ（下記 URL）に掲載しますので、適宜ご確認ください。

### 神戸市環境局 環境保全課

神戸市中央区磯上通 7-1-5 三宮プラザ EAST2 階

Tel : 078-595-6217

URL : <https://www.city.kobe.lg.jp/a66324/business/kaihatsu/plan/pv.html>